

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 9 月 5 日

金 曜 日

第5421号

目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| ○保安林の指定 | 1 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | 2 |
| ○私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項及び私立学校振興助成法施行規則に掲げる所轄庁が定める書類 | |

公 告

- | | |
|----------------------|---|
| ○県有財産の売却に係る一般競争入札の実施 | 3 |
| ○土地改良区の役員の就退任 | 6 |

監査委員公告

- | | |
|-----------|---|
| ○監査の結果の公表 | 9 |
|-----------|---|

告 示

富山県告示第349号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 9 月 5 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所

富山県黒部市窪野字大源寺308の 1、字杉大平313から315まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第350号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和7年9月5日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1671100947	
指定年月日	令和7年9月1日	
申 請 者	名称	社会福祉法人新湊福祉会
事 業 所	所在地	射水市久々湊 448
	名称	でいさーびす和の郷
サービスの種類	通所介護	

富山県告示第351号

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項及び私立学校振興助成法
施行規則に掲げる所轄庁が定める書類について

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づく監査事項及び私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号

第 5421 号 3

に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度に係る監査報告から適用する。

「私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定について」（平成28年富山県告示第 322号）は、令和6年度に係る監査報告を限りとして廃止する。

令和7年9月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づく監査事項

私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づき、富山県知事を所轄庁とする学校法人が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下において同じ。）又は監査法人から受ける監査に係る所轄庁の定める監査事項は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（私立学校法（昭和24年法律第270号）第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。）及びその付属明細書（収益事業会計にあつては貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうかとする。

2 私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

富山県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和7年9月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する物件

所在地	地目	地積（実測）	予定価格	入札保証金
富山市住吉町 一丁目4番1	宅地	1732.98㎡	79,938,000円	あり

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0094 富山市安住町 2 番14号

富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年9月5日（金）から同年10月7日（火）までの間の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、前記(1)の場所及び富山県のホームページ（下記 URL）（以下「ホームページ」という。）で配付する。

(<https://www.pref.toyama.jp/7100/20250905tochibaikyaku.html>)

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年10月7日（火）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県企業局経営管理課管財係へ持参（前記3の(1)の日時に限る）又は簡易書留で申し込むこと（簡易書留は、令和7年10月7日の消印有効とする）。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 11 時 00 分から

(2) 場 所 富山市安住町 2 番 14 号

富山県企業局経営管理課管財係（電話 076-444-2139）

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始 30 分前から 10 分前まで受け付ける。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記 1 の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければならない。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。

8 入札の無効

富山県企業局の契約に関する規程第 27 条及び入札心得書第 7 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 契約の締結

落札者は、令和 7 年 10 月 23 日（木）までに契約を締結する必要がある。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属する。

10 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事が発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければならない。

11 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して 5 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができない。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

12 現地説明の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 11 時 00 分から

(2) 場所売却物件の現地

(3) 現地説明に参加しようとする者は、令和7年9月5日（金）から同年9月15日（月）午後5時15分までに、富山県電子申請サービス又は電話で申し込むこと。

(4) 現地説明の参加申込みがなかった場合現地説明は実施しない。

13 その他

(1) 現地説明を希望しないものが入札に参加した場合でも、現地説明における各種事項について、すべて了知しているものとみなす。

(2) 県は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表する。

(3) その他詳細は、入札説明書による。

14 問い合わせ先

富山市安住町2番14号

富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）

土地改良区の役員の退任

小矢部川上流用水土地改良区の役員であった次の者が令和7年8月4日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年9月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	上 坂 孝	南砺市嫁兼 63番地
同	長谷川 慶 一	南砺市才川七 180番地1
同	林 浩 悦	南砺市小坂 530番地
同	竹 田 利 博	南砺市坂本 170番地
同	岩 城 春 雄	南砺市福光 7218番地
同	織 田 清 信	南砺市中ノ江 30番地

同	石田義政	南砺市湯谷	69番地1
同	奥野忠志	南砺市土生新	1168番地
同	奥野芳隆	南砺市土生新	813番地
同	長澤昇三	南砺市縄蔵	10番地
同	森田利一	南砺市竹林	566番地
同	橋本敏和	南砺市梅原	8558番地
同	得能修	南砺市荒木	430番地
同	片岸博	南砺市遊部	180番地
同	神田清	南砺市立野原東	938番地
同	細川哲	南砺市細木	111番地
同	高田良太郎	南砺市林道	196番地
同	藤田幸雄	南砺市前田	69番地
同	浅田弘男	南砺市上川崎	232番地
同	嶋之内正昭	小矢部市興法寺	152番地2
同	生駒秀和	小矢部市蓑輪	361番地
同	長田聖真	小矢部市戸久	17番地
同	松本信明	小矢部市末友	426番地
同	田中幹夫	南砺市高堀	301番地25
同	櫻井森夫	小矢部市後谷	752番地1
監事	村田浩	南砺市才川七	818番地
同	南茂臣	南砺市下吉江	315番地
同	松本久介	南砺市大鋸屋	51番地
同	得永榮治	小矢部市平田	3150番地

土地改良区の役員の就任

小矢部川上流用水土地改良区の役員に次の者が令和7年8月5日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年9月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	上 坂 孝	南砺市嫁兼 63番地
同	柴 健 壽	南砺市才川七 139番地
同	加 藤 善 躬	南砺市舘 385番地
同	松 浦 秀 一	南砺市小山 292番地
同	神 村 善 一	南砺市福光 874番地2
同	織 田 清 信	南砺市中ノ江 30番地
同	石 田 義 政	南砺市湯谷 69番地1
同	奥 野 忠 志	南砺市土生新 1168番地
同	栗 山 仁 視	南砺市土生新 963番地
同	荒 山 進	南砺市山田 188番地
同	森 田 利 一	南砺市竹林 566番地
同	橋 本 敏 和	南砺市梅原 8558番地
同	得 能 修	南砺市荒木 430番地
同	片 岸 博	南砺市遊部 180番地
同	山 瀬 悦 朗	南砺市野口 24番地
同	立 井 優	南砺市大窪 38番地
同	原 田 一 良	南砺市大鋸屋 4914番地2
同	藤 田 幸 雄	南砺市前田 69番地
同	浅 田 弘 男	南砺市上川崎 232番地
同	柴 田 正 伸	小矢部市興法寺 285番地
同	辻 元 修 正	小矢部市蓑輪 87番地
同	長 田 聖 真	小矢部市戸久 17番地
同	松 本 信 明	小矢部市末友 426番地
同	田 中 幹 夫	南砺市高堀 301番地25
同	櫻 井 森 夫	小矢部市後谷 752番地1
監 事	松 井 愛	南砺市福光 42番地

同	金田衛	南砺市田尻	255番地
同	大浦章一	南砺市上原	110番地
同	生駒秀和	小矢部市蓑輪	361番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和7年7月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月5日

富山県監査委員 奥野詠子
富山県監査委員 井上学
富山県監査委員 田中篤人
富山県監査委員 高橋正樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所			監査年月日
生活環境文化部	県民生活課		令和7年7月24日
同	文化振興室		令和7年7月24日
同	スポーツ振興課		令和7年7月25日
同	環境政策課		令和7年7月24日
同	環境保全課		令和7年7月17日
厚生部	高齢福祉課		令和7年7月30日
同	健康対策室		令和7年7月30日
同	中央病院		令和7年7月8日
同	リハビリテーション病院・こども支援センター		令和7年7月8日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
商工労働部	多様な人材活躍推進室	令和7年7月29日
土木部	流域下水道	令和7年7月10日
出納局	富山出納室	令和7年7月7日
同	魚津出納室	令和7年7月10日
企業局	企業局	令和7年7月10日
教育委員会	教育企画課	令和7年7月30日
同	教育みらい室	令和7年7月29日
同	生涯学習・文化財課	令和7年7月25日
同	教職員課	令和7年7月16日
同	保健体育課	令和7年7月16日
同	県民生涯学習カレッジ本部	令和7年7月2日

(2) 監査対象年度

令和5年度及び令和6年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 補助金にかかる歳入手続きを年度内に完了させていないものがあった。

イ 補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。

- ウ 過年度支出が生じた。
- エ 支払が遅延しているものがあった。(2箇所)
- オ 専決規定に違反しているものがあった。
- カ 契約手続きに適正でないものがあった。(3箇所)
- キ 予定価格調書のないものがあった。(2箇所)
- ク 消費税の取扱いに誤りがあった。
- ケ 交通事故による損害が生じた。(3箇所)
- コ 貸付品出納簿兼整理簿に未整理のものがあった。
- カ 著作権侵害による損害賠償があった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

公益財団法人富山県文化振興財団	令和7年7月4日
公益財団法人富山県スポーツ協会	令和7年7月14日
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	令和7年7月22日
公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター	令和7年7月16日
公益財団法人富山県建設技術センター	令和7年7月24日
富 山 県 道 路 公 社	令和7年7月14日
公益財団法人富山県下水道公社	令和7年7月2日

(2) 監査対象年度

令和6年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次

のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 通勤手当の支給に誤りがあった。

イ 契約手続きに適正でないものがあった。